

令和8年5月22日

消費者支援ネットワークいしかわと株式会社T. i. Mとの間の  
差止請求に関する協議が調ったことについて

消費者契約法第39条第1項の規定に基づき、下記の事項を公表する。

記

1. 協議が調ったと認められるものの概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者支援ネットワークいしかわ（以下「消費者支援ネットワークいしかわ」という。）が、株式会社T. i. M（以下「T. i. M」という。）に対し、T. i. Mが自動車の売買契約において使用する契約約款の下記条項（以下「本件条項」という。）について、消費者契約法（以下「法」という。）第9条第1項第1号<sup>(※1)</sup>に規定する消費者契約の条項に該当し無効であるとして、本件条項の削除又は修正を求めた事案である。

(本件条項)

消費者がT. i. Mに売却する契約目的物の車両について、T. i. Mが本車両の次の買手を決定している場合、消費者はT. i. Mに対しキャンセル料の他にそれに伴う損害賠償を支払わなくてはならない旨を定めた条項

(理由)

本件条項は、消費者がT. i. Mに売却する契約目的物の車両について、T. i. Mが既に本車両の次の買手を決定している場面での消費者の一方的な都合によるキャンセルについて、キャンセル料及び損害賠償をT. i. Mが請求できる旨を定めたもの（以下本件条項に基づきT. i. Mが求めることができる額を「本件条項請求額」という。）である。消費者は、キャンセルに伴ってT. i. Mに発生する実損害と、本件条項請求額を比較して、前者のほうが少ない場合でも、本件条項請求額に基づいてキャンセル料と損害賠償を合わせた額を支払うことになり、T. i. Mは、キャンセルに伴う実損害よりも多くの損害賠償金を得ることになる。

そのため、本件条項は、明らかに平均的な損害を超えた、契約解除に伴う損害賠償又は違約金の定めであり、法第9条第1項第1号に規定する消費者契約の条項に該当し、平均的な損害の額を超える部分については無効である。

(※1) 消費者契約法

(消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効等)

第九条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

- 一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分

二 [略]

2 [略]

注) 上記の差止請求が行われた日現在の規定

(2) 結果

消費者支援ネットワークいしかわは、令和7年7月3日、T. i. Mに対する申入れを開始し、T. i. Mにより申入れの趣旨に沿う対応がなされたものとして、令和7年11月4日、申入れを終了した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者支援ネットワークいしかわ (法人番号 5220005007848)

3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社T. i. M (法人番号 5220001026109)

4. 当該事案に関する改善措置情報<sup>(※2)</sup>の概要

なし

(※2) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう (消費者契約法施行規則第14条及び第28条参照)。

以上

消費者庁消費者制度課

電話番号:03-3507-8800 (代表)

URL : [https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/index.html](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html)